

5 悪質商法や消費者トラブルに注意!

悪意を持った人たちは、若者は「だましやすい人」として標的にしています。それは、社会的な経験が少なく、悪質商法や消費者トラブルなどに対する知識をあまり持っていないからです。様々な事例や対処法を知ってトラブルを防ぎ、かしこい消費者になりましょう。

クリックしただけで高額請求 キミならどうする?



① 急いで相手に連絡して
解約してもらおう



② 支払わずに無視する



契約は成立していないので、支払う義務はなく、個人情報保護のためにも自ら連絡してはいけません。【答え：②】

若者に多いトラブル事例

課金トラブル

オンラインゲームで「100円だから」と課金していくうちに利用金額が大きく膨れ上がってしまうトラブルが多発しています。ネット上では金銭感覚が鈍りがちなので、十分注意しましょう。また、家族のクレジットカードを使うのは違法です。



ネット通販の定期購入トラブル

ネット広告で、健康食品や化粧品などを「お試し価格」として安価で購入できるとあったので注文したところ、1回だけのつもりが定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。定期購入かどうか、中途解約や返品はできるのか注文前に十分確認しましょう。



マルチ商法

次々に友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やしながら商品を販売していくシステムです。「うまい話がある」「簡単に儲かる」などと説明することがありますが、実際には、全く商品が売れずに大量の在庫を抱えたり、周りの人を勧誘することで人間関係を壊してしまうこともあります。



架空請求 (ハガキやメール)

ハガキやメールなどで、覚えのないサービスや、商品の代金を請求されます。こちらから連絡すると、相手に個人情報を知らせてしまうので、無視するか、消費生活センターに相談しましょう。



悪質商法や消費者トラブルから身を守る6つの心得

- 見知らぬ人からの怪しげな電話、メール、接近には要注意
- むやみに家族や自分のことは教えない
- 甘い言葉にご用心、うまい話は疑う
- 必要なければ「いりません」ときっぱり断る
- 書類は必ず保護者に見てもらい、署名や捺印は慎重に
- 困ったときはひとりで悩まず、保護者・消費生活センターに相談

こんなのアリ!?と思ったら...
あきらめないうで、**まず相談!**

消費者ホットライン

188



宮崎県消費生活センター

ホームページ こんなのアリ? 検索

お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)につながります。